

## 平成 28 年度版 A F P テキスト 改正のお知らせ

平成 28 年 10 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
 F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。  
 なお、該当ページには、平成 28 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

## &lt;リタイアメントプランニング&gt;

## 1. 厚生年金の等級が 31 等級になりました。

平成 28 年 10 月より健康保険・厚生年金の適用拡大（従業員数 501 名以上の企業に勤める一定のパート勤務者）に伴い、厚生年金の等級に新たな 1 等級（標準報酬月額 88,000 円）が加えられ、全 31 等級になりました。

【改正前】

（単位：円）

等級		標準報酬		報酬月額	
健保	厚年	月額	日額		
1	/	58,000	1,930	63,000 未満	
2		68,000	2,270	63,000 以上	73,000
3		78,000	2,600	73,000	83,000
4		88,000	2,930	83,000	93,000
5	<u>1</u>	<u>98,000</u>	3,270	93,000	101,000
6	<u>2</u>	104,000	3,470	101,000	107,000
（中略）					
33	<u>29</u>	590,000	19,670	575,000	605,000
34	<u>30</u>	620,000	20,670	605,000	635,000

厚生年金では 1 等級を「101,000 未満」、30 等級を「605,000 以上」と読み替える。

【改正後（平成 28 年 10 月以降）】

（単位：円）

等級		標準報酬		報酬月額	
健保	厚年	月額	日額		
1	/	58,000	1,930	63,000 未満	
2		68,000	2,270	63,000 以上	73,000
3		78,000	2,600	73,000	83,000
4	<u>1</u>	<u>88,000</u>	2,930	83,000	93,000
5	<u>2</u>	98,000	3,270	93,000	101,000
6	<u>3</u>	104,000	3,470	101,000	107,000
（中略）					
33	<u>30</u>	590,000	19,670	575,000	605,000
34	<u>31</u>	620,000	20,670	605,000	635,000

厚生年金では 1 等級を「93,000 未満」、31 等級を「605,000 以上」と読み替える。

## < 金融資産運用設計 >

### 1. 犯罪収益移転防止法の取引時確認の方法が一部変更になりました。

平成 28 年 10 月より「犯罪収益移転防止法」が改正され、取引時確認の方法が一部変更になりました。

主な変更点は以下のとおりです。

- ・ 顔写真のない本人確認書類（各種健康保険証・国民年金手帳等）の取り扱い  
別の本人確認書類（住民票の写し等）または、現住所の記載がある公共料金の領収書などの提示が必要となった。
- ・ 法人を代表して取引を行う担当者に対する「法人との関係が分かる書類」の取り扱い  
「社員証等」は使えなくなり、「委任状」や「法人の事業所等への電話連絡」等が必要となった。
- ・ 法人の実質的支配者（大口株主等）の確認方法  
法人の実質的支配者の本人特定事項（住所・氏名・生年月日）の申告が必要となった。